

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会新開発食品評価調査会
「指定成分等含有食品による健康被害報告への対応
ワーキンググループ」設置要綱

令和 2 年 12 月 〇 日
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会決定

1. 設置趣旨

厚生労働省は、令和 2 年 6 月より施行された改正食品衛生法第 8 条に基づき、指定成分等含有食品による健康被害について、各都道府県知事に対し、その報告を求めている。

今般、届出された健康被害報告について専門的見地等に基づいた対応を検討するため、食品衛生分科会規定第 3 条に基づき設置された新開発食品調査部会新開発食品評価調査会（以下「調査会」という。）に、「指定成分等含有食品による健康被害報告への対応ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置することとする。

2. 審議事項

健康被害報告に対しての、食品衛生上の措置の要否についての検討。

3. 組織

- ・ワーキンググループは健康被害の状況に応じて、新開発食品調査部会（以下「部会」という。）及び調査会の委員のうち、いわゆる健康食品による健康被害について専門的知見を有する 4～5 名程度の委員をもって構成し、互選により座長を選出する。
- ・必要に応じて、座長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることとする。
- ・ワーキンググループの事務は、医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して重要な事項は、部会座長が定めることができる。

「指定成分等含有食品による健康被害報告への対応
ワーキンググループ」構成員 名簿

(令和2年12月〇日現在)

(50音順)

梅垣 敬三	昭和女子大学食安全マネジメント学科	教授
曾根 博仁	新潟大学 血液・内分泌代謝内科	教授
塚本 和久	帝京大学 内分泌代謝・糖尿病内科	教授
西崎 泰弘	東海大学東京病院	病院長

上記4名の他、健康被害の症状により必要に応じてワーキンググループ座長の判断により、1名程度の外部の有識者を加える。

<事務局>

今川 正紀	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	室長
渡邊 洋之助	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	室長補佐
杉本 浩昭	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	主査
古賀 恵	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	主査